

## 特定非営利活動法人 六本松心理教育臨床オフィス 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 六本松心理教育臨床オフィスと称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

### 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、地域住民に対して、臨床心理サービスに関する事業を行い、地域住民のメンタルヘルス向上に寄与することを目的とする。また、その担い手である、公認心理師・臨床心理士等に対して臨床心理に関する研修事業を行うことでその資質の向上を図るとともに大学等と連携し、臨床家の育成にも貢献する。

(特定非営利活動法人の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

#### 第5条

この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動にかかる事業を行う。

- (1) 発達相談支援・個人面接・グループ活動および講演等による臨床心理教育事業
- (2) 臨床心理サービスのための学校・医療機関・企業等との協働事業
- (3) 臨床心理サービス及び臨床心理学の研究事業
- (4) 会員の資質向上に資する研修会等の開催
- (5) 関連諸団体との連携及び協力に関する事業
- (6) 子どもの居場所事業(ヤングケアラー支援、フリースクール等)
- (7) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (8) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び準会員(以下「正会員等」という)をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の趣旨に賛同し、その目的実現のための事業を推進する個人のうち、公認心理師の資格を有する者、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が定める臨床心理士の資格を有する者及び同等以上の能力を有すると理事会が認証した者。
- (2) 準会員 この法人の趣旨に賛同し、その目的実現のための事業を推進する個人のうち、対人援助に関する知識や経験を有する者。
- (3) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、事業を賛助するために入会した個人及び団体。

#### (入会等)

#### 第7条

- 1 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出することによって入会できる。
- 2 前項の規定にかかわらず、正会員として入会しようとする者は、前条第1号に該当するものとして理事会において承認を得なければならない。

#### (会費)

第8条 会員は理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は別に定める退会届を理事長に提出することによって、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。

#### (抛出金の不返還)

第12条 既納の会費およびその他の抛出金品は返還しない。

## 第4章 役員及び職員

### (種別及び定数)

#### 第13条

1 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
- (2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長を2名置くことができる。

### (顧問)

#### 第13条の2

1 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会において選出し、総会にて承認する。

3 顧問は理事長の求めに応じて、適宜助言を行い、運営を支援する。顧問は理事会での議決権は持たない。

### (役員を選任)

#### 第14条

1 役員は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

### (職務)

#### 第15条

1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定により監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

### (役員任期)

#### 第16条

1 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するときまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の 3 分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一つに該当するに至ったときには、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障等により、職務遂行に耐えられない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬)

第 19 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条

- 1 この法人に、事務局その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は正会員等をもって構成する。

(機能)

第 23 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任及び解任

(6) 顧問の承認

(7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員等総数の 2 分の 1 から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は正会員等総数の 3 分の 1 以上を定足数とする。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員等が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員等の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員等の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員等は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員等を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員等は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム(発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。)によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前項の規定により表決した正会員等は、第 27 条、第 28 条第 2 項及び第 30 条第 1 項第 2 号

及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員等は、その議事の議決に加わる  
ことができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員等総数及び出席者数(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表  
決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名しな  
なければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員等全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表  
示をしたことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載し  
た議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録を作成した者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算ならびにその変更
- (4) 会員の入会及び除名
- (5) 会費の額
- (6) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 役員職務及び報酬
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 顧問の選出
- (10) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、20 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議に日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会の議決は第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

(表決権)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名(書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立時の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更生)

第46条 予算成立後にやむを得ない事情が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会



の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員等の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員等総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員等総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

## 第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 山田 結花

副理事長 山口 雅世

理事 清水 千春

理事 溝部 智子

監事 黒髪 恵

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 正会員 (個人) 6,000 円 準会員 (個人) 3,000 円

賛助会員(個人) 1口 10,000 円(1口以上)

賛助会員(団体) 1口 10,000 円(1口以上)

7 この法人の設立当初の事務所は、

福岡市中央区六本松 2 丁目 3 番 9 号 アリッサム六本松202に置く。